

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第38号 2015年11月

HEADLINE

本号では当財団が法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）、日本ローエイシア友好協会と共に平成27年9月4日（金）に東海大学校友会館で開催されたシンポジウム「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」を取り上げました。

第一部では、ラオス司法大臣 ブンクート・サンソムサック閣下に「ラオスの法制度に関する最新情報」の講演をいただきました。第二部では、「ラオス法整備における取組～民法典編さんについて」と「アジアにおける経済紛争解決」について、ラオスから来日された司法省の方とのパネルディスカッションが行われ、ラオスの最近の法制度の動向やビジネス法務にとって、有意義な情報共有がなされました。

（目次）

開会挨拶	法務省法務総合研究所長	赤根 智子	2
	JICA 産業開発・公共政策部長	井倉 義伸	3
第一部			
基調講演：	ラオス司法大臣	ブンクート・サンソムサック閣下	4
第二部			
パネルディスカッション			
	「ラオス法整備における取組～民法典編さんについて」		
	「アジアにおける経済紛争解決」		8
モデレーター	ローエイシア会長/古賀総合法律事務所/弁護士	鈴木五十三	
パネリスト	ラオス司法省計画・協力局長代理	ナロンリット・ノーラシン	
	ラオス司法省経済紛争解決センター長	パイヴィー・シーブアリバー	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	
	曾我法律事務所/弁護士	栗津 卓郎	
	ラオス長期派遣専門家/チーフアドバイザー/検事	須田大	
閉会挨拶	：公益財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫		22
司会	：法務総合研究所国際協力部長 阪井 光平		

(司会) 皆さん、お待たせいたしました。本日はご来場ください、誠にありがとうございます。ただ今より「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」というテーマでシンポジウムを開催したいと思います。私は法務省の法務総合研究所の国際協力部長の阪井と申します。本年7月に今のポストに就任しまして、これから皆さんにいろいろな形でお世話になると思いますが、よろしくお願ひします。また、本日は司会進行を務めさせてさせていただきますので、その点においても重ねてよろしくお願ひします。

それでは、はじめに本シンポジウムの共催者であります法務総合研究所長、赤根智子より開会のご挨拶をさせていただきます。

開会挨拶

赤根 智子（法務総合研究所長）

皆さま、こんにちは。法務総合研究所所長の赤根智子でございます。本日はお忙しい中、多くの方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このたびは公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、日本ローエイシア友好協会、及び独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、このような盛大なシンポジウムを開催することができましたことに感謝申し上げます。

私ども法務総合研究所におきましては、1994年に法整備支援事業に乗り出し、2001年には国際協力部を新設するなどして、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力するなどしながら、アジア諸国に対する法制度整備支援を幅広く行つきました。

ラオスとの協力関係は、1998年から現在まで約17年間にわたって続いています。この間、多くの関係者のご尽力の下、私どもは日本における研修の実施やラオスへの専門家の派遣などを通じ、ラオスに対する法制度整備支援や法制度等に関する共同研究に従事してきました。本日、ラオスとの協力に長く携わっていただいている方々に多数お集まりいただきており、この場をお借りして、あらためて御礼申し上げます。

このたびは日ラオス外交関係樹立60周年、またラオスの現国家体制となって40周年という、ラオスにとっても記念すべき年に、ブンクート・サンソムサック司法大臣をはじめとするラオス司法省の幹部の方々をお招きし、両国の法務司法分野における協力関係をさらに発展させるための意見交換等を実施しているところであります、本日のシンポジウムもその一環として開催しています。

本年は ASEAN 経済共同体の発足が予定されていることもあります、ラオスの法制度に関する関心は年々高まってきています。本日はブンクート司法大臣にラオスの法制度に関する最新情報等について講演いただく貴重な機会を頂きました。また、第2部におきましては、ラオスやアジア全体の法制度に精通する日本の実務家及び研究者の先生方、そしてラオス司法省の方にもご参加いただき、ラオスの法制度の現状等についてパネルディスカッションをしていただきます。本シンポジウムが両国の専門家にとって情報共有や意見交換をする良い機会となることを期待しています。最後にこのシンポジウムが実り多いものとなることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(司会) 続きまして、前に書いてありますが、共同主催者のうちの一つであります独立

行政法人国際協力機構（JICA）の産業開発・公共政策部長の井倉義伸様からご挨拶を頂きます。

井倉 義伸（独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部長）

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました JICA の井倉義伸でございます。本日はご多用中にも関わらず、日ラオス外交関係樹立 60 周年記念事業でもあります本シンポジウムに多数お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日本の ODA も昨年 60 周年を迎えて、本年 2 月に開発協力大綱が閣議決定されました。法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進定着を含む基本的人権の尊重等は、社会経済活動の基盤をなし、公正で包摂的な社会を実現するための鍵であるとの認識の下、重点政策に位置付けられており、その重要性はますます高まってきています。私ども JICA においては、法務省をはじめとした、わが国法曹関係の皆さまの献身的なご協力を得まして、17 年間に及ぶラオスのプロジェクトを含め、アジア 8 カ国に対する法制の整備プロジェクトを含め、幅広く実施してきています。長年の協力により、双方の信頼関係は確固なものとなってきています。ブンケート大臣をはじめとするラオス司法省の幹部の皆さま、あらためて来日を歓迎するとともに深く感謝申し上げます。日本側では須田チーフアドバイザーをはじめとした、専門家の派遣、研修員の受け入れ等でご協力いただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

本年、予定されております ASEAN 経済共同体の発足を含め、ダイナミックな発展を続けるアジアは、わが国にとって極めて重要です。ブンケート大臣のラオスの法制度に関する最新情報のご講演と、第 2 部のパネルディスカッションは、極めて時宜を得た重要な機会であると考えております。最後に、ブンケート司法大臣、及びパネリストの皆さまに感謝申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

（司会） 井倉部長、どうもありがとうございました。

皆さんの机の上に幾つか資料を置いておりまして、簡単に確認させていただきます。共同主催者である法務省の国際協力部からの活動を記した冊子。それから、国際民商事法センターについてもパンフレットがございます。もう一つ、日本ローエイシア友好協会のパンフレット、それから JICA からは「JICA の法整備支援事業」というパンフレットがありますので、またお目通しください。もし、足りない場合がありましたら、お手を挙げるなどしていただいたら対応いたします。

それから本日のシンポジウム、この後の特にパネルディスカッション等の内容に詳しく記載した紙がございまして、これは机の上に置いていただいて、隨時参照していただけたらと思います。それに関連して 2 部、関連資料がございますのでご覧ください。

第一部

（司会） それでは第 1 部の基調講演に移らせていただきます。まず、ブンケート・サンソムサック大臣におかれましては壇上にお願いします。ブンケート・サンソムサック司法

大臣につきましては、今私が申し上げました冊子に略歴がございます。非常に経験豊かな外交官で、アメリカ合衆国、タイにおかれまして、大使等として活躍されました。また、ラオス国内では外務次官、並びに外務副大臣などの要職を歴任されました。2014年8月から現職にあられます。

国際関係にすごく感覚が豊かで、今週の月曜日から日本に来られているのですが、最高裁判所や日本弁護士連合会、あるいは司法研修所などを精力的に視察されてきました。また、当法務省の法務大臣とも会談されました。

今日のこれから講演についても、とても入念に準備されておりまして、まさに国際感覚あふれる法律的な仕事をされる方として、非常に有意義な話がこれから皆さんにしていただけだと思いますので、ご清聴のほど、よろしくお願ひいたします。

それではブンクート大臣、よろしくお願ひいたします。

基調講演：ラオスの法制度に関する最新情報 ブンクート・サンソムサック閣下（ラオス司法大臣）

ICCLC（国際民商事法センター）理事長の原田様、法務総合研究所長の赤根様、JICAの井倉様、そしてローエイシアの鈴木様をはじめ、皆さまに敬意を表したいと思います。今回、ICCLCの主催、そして各機関の協力の下、ご参加いただいた皆さまとお会いでき、意見交換できることを光栄に思っています。

今回、私は、ラオス国民から日本国民の皆さまへの友情を携えて日本にまいりました。今回の訪問は非常に意味のある訪問です。なぜなら、2015年はラオス日本両国間の外交樹立60周年の年です。そして平和を実現するための全面的なパートナーであるというステータスから、戦略的なパートナーのステータスになった年です。ラオス、日本両国は現在に至るまで、健全な政治的な関係、両国民同士の良い相互理解、そして深い信頼関係がよく保たれています。その他、両国においては、以前においても政治、安全保障、経済分野において一切紛争がなく、両国間の関係が現在に至るまで健全で、両国の首脳も信頼でき、相互に助け合える協力パートナーであると確認しています。

この30年において、日本からラオスへの無償援助は合計でおよそ18億米ドルとなっています。その日本の支援の下でラオスの現在の経済成長率は毎年8%であり、世界の中でも成長率のランキングは高くなっています。この場を借りて、今日までのラオスに対しての日本の親切、そして変わらない友情、友好的かつ法律的な支援をしてくださる日本政府、及び日本国民の皆さんに心から感謝を表したいと思います。

ラオスとしても、今まで日本と健全に交流し、国連の組織改革分野においても日本が常任理事国になるために支持をしています。その他、日本による平和促進及び国際安全保障の貢献をラオスは非常に高く評価しています。私及び司法省の幹部らは、日本の法務省をはじめとする司法関係機関と協力し、ラオスの法治国家への道を一步一歩前進し、実現することを確信し、強く願っています。私は日本における司法改革が1872年と、フランスの司法改革より先に行われたことを知って、非常に高く評価しております。

皆さま、ラオスは1975年12月2日に建国しました。建国以来、二つの戦略的な政策をとっています。それは国を守ること、そして発展させることです。それを実現するた

め、政治の安定、経済の成長、社会の公平を保つために、政府は法に基づいて国家を統治してきました。法の原則及び基盤は、ラオス社会において非常に重要であることを確認しています。政府は法による統治を徐々に実現してきました。従って、ラオス政府及び国民の法益は、法の支配によって守られてきたと言えます。ですので、社会の変化・発展とともに、法の役割の必要性がますます高まる一方です。

1986年にラオスは包括的な改革政策をとった後、市場経済メカニズムを採用していますが、その市場経済のメカニズムをうまく運営するには、法の原則及び基盤を早急に固め、促進しなければなりません。特に国民が信頼できるような経済活動を発展させることが非常に重要でした。その5年後、1991年にはラオスで初めての憲法が制定されました。それはラオスという国家としては非常に重要な出来事です。このことは法の支配によって国家、社会が統治されることも意味します。

その後、117個の法律が制定され、さらに法律以下の規定が数百個、制定されました。法による国家の統治が段階的に発展し、徐々にそろってきました。その他、憲法及び法律が国民の生産、経済活動の根拠となり、国民が徐々に法律に従って生活活動を活発にしてきました。その結果、政治の安定、継続的な経済成長、そして一定の平穏な社会が実現してきました。

法の原則は、国家の運営及び法の実行に非常に重要です。公平性を確実に実現し、全ての国民が法律を守り、法の前での平等を確保するために、われわれは社会の変化に応じて法の改正を行ってきました。新たな法律の制定だけでなく、適応しない古い法律の改正にも力を入れてきました。民主主義の概念により、社会に適切な法律を作ることができ、時代の変化にも適応できるような法律を作っていました。その他、市民が参加できるような司法メカニズムへと改革し、関係機関の意見を十分に考慮し、経済・社会の発展に最も必要なニーズが反映されるように努力してまいりました。

憲法及び法律の執行に当たって、統一性を重視し、法の有効性を高く位置付け、国民の皆が法律違反しないようにしました。政府が全ての力を使ったとはいえ、憲法の理念を法律にするには、まだまだ十分ではありません。まだ社会のニーズ、実情には十分応えることができませんでした。一部の法律は急いで作られ、かつ実際の状況には十分適応できなかったため、運用の面において問題が生じています。法律を作っても、まだ法の支配が十分でないので、一部の職員が国民または法律に違反しており、社会に対して法律の普及が十分行われていない点が課題となっています。汚職、社会の不公平などがまだ一部に残っていて、直ちに解決しなければなりません。

このような経緯から、2009年にはラオスにおいて法治国家を実現するための戦略計画が策定され、この計画には、主に四つの戦略的な柱があると言われています。一つ目は2020年までのラオスの法システムの改革、二つ目は2020年までの法の執行機関の改革、三つ目は2020年までの法律分野での人材の育成、四つ目は2020年までの法律情報へのアクセス及び市民の参加の改革です。これまでの5年間で法治国家の実現において、かつてよりもシステムティックに実現することができました。国家・社会の統治に関する法律基盤の一定の水準を作ることができました。今年は5年目ということで、年末には前半の5年を評価し、今後の方向を検討していくことになります。

もう一つは、今年は第2回目の憲法改正が行われており、私もその改正委員会の1人で

す。今回の改正では、主に四つの章が改正の重点になります。それは国会、政府、地方自治体、人民裁判所及び検察に関する章です。その他には、新たな三つの章が設けられます。それは地方議会、国会審査及び国家選挙担当委員会、憲法に関する章です。憲法改正は今取り組んでいる最中であり、2015年には完成させる予定です。公正、安定かつ予測可能な司法機関及び司法業務の改革は、ラオスの社会の特徴を尊重しつつ、世界基準の法律原則にも適応しなければなりません。特に2012年の国連総会の法律原則に関する決議をラオスは重視しています。

皆さま、2020年までに、ラオスが制定してきた法律が統一的・総合的に、明確性、予測可能性、透明性、公平性を持ち、全てのものにアクセスできるような司法システムを完成しなければなりません。この司法システムは、法律を厳守し、持続可能な側面においても関連しています。全ての権利、義務にも適応します。これは協調性が保たれた社会、そして経済を発展させることも意味します。

この概念に基づいて、ラオスにおいての法治国家のビジョンは、法律を厳守した国家、バイアスに反対する国家、不公平に反対する国家であり、そして将来の法治国家は、私の夢としては大きな二つの原則が重要とされています。

その一つは法の原則で、英語では rule of law です。その中には六つの項目があります。まず一つ目から紹介させていただきます。一つ目は、国民の基本的な権利と自由を保障する憲法の下での完全なる法律制度です。二つ目は、法律が唯一の基盤であるとともに法律を厳格に守り、そして個人、組織単位での法の下での平等と、人は決して法より権力を持たないことです。三つ目は、国会が立法し、行政が法を執行し、そして裁判所が原則に従って司法を公正に運用することです。四つ目は、法律に適応して、国家の運用及び社会を管理することです。五つ目は、法により国家を統治し、発展させ、法律に基づいて政府を運営し、法により社会を統治することです。六つ目は、ラオスの法原則は地域、そして国際基準にも適応しなければなりません。それらが重要な一つ目です。

二つ目の重要な原則は、モラル、倫理原則です。法治国家制度が効力を保つには、法律原則のみならず、倫理、モラルの概念を守らなければなりません。従って、真の法治国家は、法の原則としてモラル原則を融合させながら尊重しなければならないということです。

その他に、ラオスは法原則を用いて、公平な社会を構築するところに重点を置いています。それは国民のステータスを重視することであり、国民こそ国の持ち主です。以下のように、私なりの社会全体のイメージ像があります。ご紹介させていただきます。一つ目は国民主権です。二つ目は、社会の安定及び平和を守ることは基本義務であることです。三つ目として、公平及び平等な社会を促進することです。四つ目は、幸せで繁栄している国となるため、国民の繁栄を基本目的とすることです。五つ目は、国民の正当な権利・利益を保障することです。

皆さま、これまでのラオスの法システムを発展させる政府の政策、現在の法制度の発展及び今後のラオスの法システムの発展のための取組に関するビジョンについて論じてきました。それらを現実に実現するには、つまり法治国家を実現するには、皆さまのご協力が必要です。特に日本は、いつもラオスに協力し、そしてサポートし、目に見える成果を残してきました。ラオス及び日本両国は健全な友好関係を持ち、親しい友人でもあります。お互いに尊重し合え、信頼し合える戦略的な協力パートナーでもあります。これまで日本

の貢献によって、ラオスは毎年 8.5% という非常に高い水準の経済成長率を実現できました。そして、トップ 10 に入る急速な成長率を有した国となりました。今後も、特に司法分野において、日本が引き続きラオスをサポート、支援、協力をしてくださることを願っており、2020 年までにラオスが法治国家になることを期待しています。

皆さま、ラオスは法の原則を尊重し、法の支配による国家を運営することを信じています。地域及び国際レベルでも、法の原則の役割がますます発展するよう願っています。法の原則に基づいた国際関係が真の国際関係の原則であってほしいと思います。それによって国家間の関係が公平になることを信じています。ラオスとしては将来、法の原則の下で国民の一人一人が自分の基本的権利を、平和及び発展の目的で活用できるのではないかと思います。平和を守るには、われわれが平和を脅かすような危険を阻止しなければなりません。

そして、その平和を侵害するものは戦争です。過去にはヨーロッパにおいて 2 回大きな世界大戦があり、アジアにおいても独立戦争という戦争がありました。戦争があるところでは全てが破壊され、大勢の被害者が生じています。従って、われわれは、戦争は違法だと宣言しなければなりません。

国際関係が法律の原則の下で行われ、平等が生まれ、平和を保つには、ASEAN は発展しなければなりません。2015 年には ASEAN の地域統合が促進され、ASEAN+3（日本、中国、韓国）が積極的に協力すれば、東アジア共同体がいつか実現できるのではないかと思います。そして 2030 年にはインドが提案したアジア共同体が実現し、2040 年にはオーストラリアが提案したアジア太平洋共同体が実現できるのではないかと思います。

これらを実現するには ASEAN と日本、中国、インド、韓国が健全な協力関係を構築しなければなりません。安全保障問題、領土問題が協力阻害要素にならないようにし、アジアの国々は協力し合い、平和と繁栄が実現するよう努力しなければなりません。この 21 世紀が、アジアの世紀となるように、みんなで力を合わせなければなりません。経済大国である日本は、非常に重要な役割を担っています。今後のアジアの未来は、やはり日本との協力が鍵となるのではないかと私は信じています。

昨日、JICA の副理事長である堂道様と話し合いをする機会がありました。今後、日本はアジアに対して 1100 億米ドルの支援を行いますが、それはアジアという地域が最も重要な地域であると認識しているからです。また今後、アジアの区域内では、各国の首脳同士の会議が行われ、二つ目にはアジアの地域レベルでの AIFS (ASEAN INTEGRATED FOOD SECURITY) のカンファレンスが行われます。三つ目は、今度、ASEAN+東アジアというカンファレンスがあり、そしてロシア、アメリカとの会議があります。2016 年には、ラオスが ASEAN の会議を主催する国となるので、ますますラオスの役割が ASEAN の中では高まるのではないかと思います。

以上、今まで私の法治国家に関するビジョン、そして今、21 世紀はアジアの世紀になる必要性についてもご紹介させていただきました。今後のアジアの世界舞台での役割について説明してきました。今回は日本への初めての訪問ということで、まず法務省には私の説明・提案が長くなつておらず、非常に申し訳ないと思っています。それは今回、初めてお会いできたので、さまざまな状況や今後の協力の展望イメージ、全体像を説明したくて長

く申し上げました。以上、私の説明が不十分、または長すぎたとしたら、本当に申し訳ありません。また、気になる点があれば、ぜひとも意見交換をしましょう。ご清聴ありがとうございました（拍手）。

（司会） ブンクート大臣、本当に貴重なお話をありがとうございました。

今のお話は、次のパネルディスカッションの場で十分に生かして討議したいと思います。それでは、もう一度大臣に拍手をお願いします（拍手）。

一部はこれで、休憩に入らせていただきまして、ちょっと時間はずれていますが、3時30分から再開したいと思います。

第2部 パネルディスカッション

「ラオス法整備における取組～民法典編さんについて」「アジアにおける経済紛争解決」

パネリスト ナロンリット・ノーラシン 氏（ラオス司法省計画・協力局長代理）
パイヴィー・シープアリバー 氏（ラオス司法省経済紛争解決センター長）
松尾 弘 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
粟津 卓郎 氏（曾我法律事務所／弁護士）
須田 大 氏（ラオス長期派遣専門家／チーフアドバイザー／検事）

モデレーター 鈴木五十三 氏（ローエイシア会長、古賀総合法律事務所弁護士）

（司会） モデレーターの方は、鈴木五十三弁護士でございます。鈴木先生は、1975年に日本で弁護士登録をされた後、1981年にニューヨーク州の弁護士にも登録されまして、その後国連や日弁連で数々の国際的な業務に携わっておられます。現在ローエイシアの会長をされており、日弁連の国際投資紛争特別部会の座長なども務められています。また、日本ローエイシア友好協会の副会長でもあります。

続いて、パネリストの方です。ラオス側からです。まず、司法省の計画・協力局の局長代理のナロンリット・ノーラシンさんです。ナロンリットさんは、技術専門家の立場で、民法典の編さんの起草なども担当されておられます。

もうお一方、ラオス側からは経済紛争解決センター、これはラオス司法省内ですが、そのセンター長のパイヴィー・シープアリバーさんです。今、紹介申し上げたとおり、ラオスにおけるADRにつきまして、中心的に活動されておられます。

次に日本側です。慶應義塾大学の法務研究科教授の松尾弘先生です。松尾先生は、2010年以来、ラオスに対する法制度整備支援に関しては、数々のご協力、ご活躍をされていまして、民法典、民法の起草に係るアドバイザリーグループの委員として、民法典の起草支援に携わっておられます。つい最近までラオスで調査されておられたと聞いています。

もうお一方、弁護士の粟津卓郎先生です。粟津先生は経済産業省に出向された経験もありで、紛争処理やアンチダンピング等、さまざまな分野についてご造詣が深く、よくご存じであります。アジアの法制度についてもよくご存じであります。日本の企業の海外に対する進出等の業務についても、よく知っておられます。

もう一人、日本側と言ってもラオス側に近いのですが、ラオスに今派遣されている長期専門家の須田大氏でございます。須田専門家は、2001年に検事に任官され、本年の7

月からラオスで業務に就いておられます。今日は民法の起草のお話とか、あるいはアイデアの話とか、ラオスを巡るさまざまなことにつきまして、かなり興味深い話がなされると思いますので、ご清聴いただきたいと思います。

ここから後は、鈴木先生に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(鈴木) 阪井様、ありがとうございました。初めに、ラオス司法省の皆さん、本日のシンポジウムにお越しいただきまして、心から歓迎いたします。ラオスの法制度に関して、サンソムサック司法大臣からお言葉を頂きました。「国際関係が法律のルールの下で行われれば、平等が生まれる。平和を保つには、ASEAN が安定しなければならない。そして、アジアの未来は日本との協力が鍵である」と、友情と激励に満ちたお言葉を頂きまして、大変に感謝しております。アジアの未来は、経済成長にあります。経済成長を活性化するのは投資です。投資を含めた大きな経済活動を支える主要なインフラストラクチャーの一つが、紛争解決制度の整備です。

今日のパネルディスカッションは、「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」と題しています。紛争解決制度は、紛争の内容面を規律する実体法と、そこで決められた権利義務を実現する手続法の2つの法分野がセットになって成り立ちます。この二つの観点から、今日の5人のパネリストの方々に、次の順番でご発言いただければと思っています。

まず、日本から見てのラオス法ということを考える際に、どうしても欠かせない基礎知識であります、JICAによる法整備支援のこれまで、そして現状について、須田検察官からご報告いただければと思います。その上で、紛争解決の実体法的側面につきまして、ノーラシン様にお話しいただければと思います。そして、紛争解決の手続法的側面、紛争解決制度につきまして、シープアリバー様にお願いしたいと思います。

ラオス法律家のご報告を踏まえて、日本法との関連において、これからラオス法をどのように把握したらよいか、松尾弘教授からお話を頂きます。最後に、ラオスとそのアジア隣国との比較法的な視点を交えた上で、紛争解決制度全体について、日本の実務家の立場から、栗津弁護士に報告いただければと思います。

それぞれの方々には限られた時間でご報告いただきますので、十分意を尽くせない面もあるかと思いますが、ぜひそれをお聞きの皆さまに堪能していただければと思います。

では、初めに須田検事の方からご報告いただきます。

(須田) 現在、ラオスにおいて行われています法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2において、チーフアドバイザーを務めています須田と申します。本日、パネリストには諸先輩方がいらっしゃいますが、まず私の方から、ラオスの法整備支援のプロジェクトの経緯と現状について、ご説明させていただきたいと思います。特に、民法の関係については、長い間、中心的に携わっていらっしゃる松尾先生がおられますので、改正動向を含めた具体的なお話は松尾先生にお願いして、私の方はプロジェクトを総括する立場にありますので、総論的なお話をしたいと思っています。

ラオスに対する法制度整備支援は、2003年、JICAの技術協力プロジェクトを、法整備支援プロジェクトとして本格的にスタートしています。このプロジェクトで協力機関と

された、いわゆるカウンターパートと呼んでいますが、ラオス側の機関となりましたのは、司法省と最高人民裁判所と最高人民検察院でした。司法、立法の関係職員の基礎能力の向上を目標とした活動が行われました。プロジェクト期間の延長も含めて、2008年まで活動が続けられました。その結果、数々の成果物ができたわけですが、例えば民法や企業法の教科書、法律の辞書、判決書のマニュアル、検察官のマニュアルといったものが完成いたしました。2008年には、ラオス政府の方から、今度は司法省に付属する法科大学の教育内容改善に向けた支援要請がなされました。この時点で、すぐにこの要請に伴うプロジェクトは形成されず、あらためて準備調査を行い、そしてラオス側のメンバーと問題意識を共有しつつ、支援の内容を決定することとなりました。2009年2月から2010年3月まで、数度にわたる協力準備調査が行われました。その調査の結果、今度は法学を教える教育機関、法司法分野の実務機関、その全体を巻き込んで、モデルハンドブックを作るという活動を通じて、その関係機関自体やその所属職員の人材育成を図るべきであるということが、日本側とラオス側との間で共有されるに至りました。このようにして開始したのが、法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ1でした。

このフェーズ1は、2010年7月からスタートしまして、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、そしてラオス国立大学をカウンターパートとして、2014年7月まで行われました。フェーズ1では、基本法である民法と民事訴訟法と刑事訴訟法について、その理論と実務を体系的に分析し、その結果を法学教育や研修、実務の分野に活用する、その基礎的な能力を開発することが目標とされました。具体的には、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野に関するワーキンググループが組織され、それぞれのワーキンググループにおいてモデルハンドブックを作成する活動が行われました。

ちなみに、本日、この会場にはその各ワーキンググループのアドバイザリーグループの先生としてご協力してくださった方が、幾人も来ていただいている。その中で、例えば民法の分野に関して言いますと、事例問題集といった問題集的なもの、基本問題を扱った問題集や、契約内外債務法、これはラオスの法律の民事法令の一つになりますが、そのテキストブックが作成されました。

このフェーズ1のプロジェクトの期間中に、かねてよりラオス政府側からは民法典の起草活動に対する協力が求められていましたが、2012年7月末から8月の初旬に行われましたJICAによる中間評価におきまして、この民法典の起草活動が正式にプロジェクト活動として取り入れられることとなりました。以後、現在に至るまで民法典起草に対する支援協力活動は、われわれのプロジェクトの大きな活動の柱となっています。

次に、現在行っているプロジェクトについてです。現在進行中のプロジェクトは、法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2に及んでいます。こちらのフェーズ2は、フェーズ1の終了に引き続き、2014年7月から4年間の予定で実施されています。カウンターパート機関は、フェーズ1と同様で、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、そしてラオス国立大学の4機関です。この4機関の組織そのもの、そしてその所属職員において、法令の起草能力や法令の運用・執行の能力、そして法学教育や法曹養成の研究、継続的な実務研修の改善に取り組む能力、そして法令の普及や理解の促進に取り組む能力をそれぞれ向上させることがプロジェクトの目標とされています。

ワーキンググループが四つ構成されていまして、民法典のワーキンググループ、民事経

済関係の法律のワーキンググループ、刑事法関係のワーキンググループ、そして教育研修を改善するワーキンググループ、この四つになります。そして弁護士2名、検事出身者の私を含む合計4人の長期専門家がラオスに常駐しまして、プロジェクト活動にいそしむラオス側のメンバーに寄り添いながら、日常的なアドバイスを行い、協力しています。

今日のテーマになっております民法典の関係については、民法典のワーキンググループの中で行われていて、現地常駐の長期専門家によるサポートに加えまして、日本国内に学識者の方々を中心とする支援委員会が組織されています。この支援委員会は、アドバイザリーグループと呼ばれています。民法典の起草に関しては、こちらにいらっしゃいます松尾先生をはじめとする民法学者の先生方が、アドバイザリーグループの中心メンバーとなって協力してくださっています。具体的な活動としては、テレビ会議を開いたり、現地セミナーを行ったり、日本での研修を行ったりという形の中で、講師陣としてアドバイザリーグループの先生方に活躍していただいている。

民法典のワーキンググループは起草を担当する分野ごとに四つのグループ、班に分かれています。そのグループメンバーに加えまして、ラオス側にはスーパーバイザーと呼ばれているメンバーがいます。こちらは、ハイクラスの方々がそろっています。国民議会の法務委員会の委員長、司法省の副大臣、最高裁の副長官、最高検の副長官、及び四つのグループのリーダーから構成されています。4グループには、6～11名のメンバーが所属しています。それぞれカウンターパートである4機関から優秀な人材がメンバーとして加わっています。そのメンバーに加え、国民議会の事務局や外務省、工業商業省など関係機関からも優秀な人材が派遣され、メンバーとして加わっています。

松尾先生からもご説明があるかもしれません、現行のラオスの民事関連法は、日本の民法のようにまとまった形では存在していません。財産法、相続法、家族法などといった形、すなわち個別の単行法という形で存在しています。現在行われている民法典の起草作業では、このように単行法で存在している民事関連法をまとめて法典化するという活動を行うとともに、その条文・内容についても必要に応じて再検討を行い、ラオスの実体経済の状況や国際的なスタンダードが考慮されて、そして体系的に整理された民法典とすることが目指されています。

ワーキンググループのメンバーは、ここにいらっしゃいますナロンリット様もそうですし、前列に座っておられますジョムカム所長もそうなのですが、皆さん、各担当分野の草案の起草作業を行い、そしてグループ会議と呼ばれる協議の場において、長期専門家の助言指導の下、草案の検討を行い、加えてアドバイザリーグループの先生方の助言指導の下、内容の精査を地道に続けるという作業をこれまで続けてまいりました。先ほど阪井部長からご紹介いただきましたが、先日も松尾先生には約1週間の日程で、他のアドバイザリーグループの先生とともにラオスに来ていただいて、グループメンバーと非常に密度の濃い検討協議を行っていただいたところです。

ワーキンググループメンバーは、このような個別条文の基礎作業と同時並行して、各条文の趣旨や具体例、参考となる外国法例の条文などを内容とする、リサーチペーパーと呼んでいる書類の作成も進めています。このリサーチペーパーは、民法典の統一的な運用に資する実務参考資料等の作成にも大いに役に立つものですし、ラオスの民法学の発展に寄与するものになることが期待されています。

民法典の起草作業は、当初2015年中の国民議会通過を目指して行われていました。その後、起草内容の綿密な検討の必要性等に鑑みまして立法スケジュールが見直され、現在起草グループの方の草案完成の目標は2015年12月となっています。ということで、民法典のワーキンググループの活動は、今まさに佳境を迎えていまして、こうして私が日本にいる間も、ラオスにいる他の長期専門家は、ラオス側のメンバーとともに日夜一生懸命、起草作業を頑張っているという状況です。

民法典のワーキンググループには、ラオス司法省はじめ、ラオス側の関係機関がその活動の重要性に鑑み、非常に優秀な人材をグループメンバーとして選び、プロジェクトの活動に従事させてくださっています。特にラオス司法省におかれましては、本プロジェクトの意義、目的、活動内容について非常に深く理解してくださっていまして、他のカウンターパート機関や関係機関をけん引する中心的な役割を果たしてくださっています。当プロジェクトに携わる長期専門家の一人として、あらためてブンクート司法大臣及び司法省の関係者の方々に厚く御礼を申し上げさせていただきたく存じます。

(鈴木) 須田検事、大変詳細なご報告をありがとうございます。

それでは、ラオス側のナロンリット・ノーラシン様から、まず民法典について現状をご報告いただきます。

(ノーラシン) 鈴木先生、ありがとうございます。本日は、ラオスの民法典の草案について、この場で発言することができまして感謝申し上げます。時間も限られていますので、要点のみ発言させていただきます。

一つは、今までの民事関連の法律の発展について、二つ目は民法典の起草の必要性、3点目は、民法典の作成に当たりましての今後の方針についてです。この3点に入りたいと思います。まさに1点目に入りたいと思っています。

先ほど須田専門家も話したとおり、現在ラオスでは民法典が存在していません。私たちは、基礎となる法律が幾つかあります。私も、最初の法整備のときに、なぜ民法典を検討しなかったのか、よく質問されています。私は、こう答えます。

まず一つ、ラオスは当初、計画経済から市場経済への移行期間にありました。経済活動も、8割以上は自然と深く関連しており、産業はまだ弱く、後発的でした。また、国民も長期にわたった戦争により被害を受けまして、教育水準もまだ低かったです。それから、国民の法律に対する意識や理解もまだ低く、国民の多くは、今までの習慣などにより紛争解決を行っていました。また、当時の商業活動も、お互い助け合う目的であり、利益を得るという商業的な観念を持っていませんでした。そのような社会の状況を踏まえて、法律の作成に当たり、政策を形成しました。

法律の作成に当たりましては、まず簡単なものから複雑なもの、それから水準の低いものから高いものに発展していきました。そのため、法律を成立させたときには、30～40の条文しかない法律も存在しました。多くの条文を持ち、複雑な内容で構成されている法律だと、国民にとって理解しにくいものになってしまいます。それから、ラオスの当時の経済、社会の現状に即しないことになってしまいます。もちろん、市場経済を支える法律が存在しないという意味ではありません。存在している法律は、国民の事業活動や生活

を支えるためのものです。また、社会の秩序を目指す法律です。そのため、経済も順調に成長してきました。

民法、民事関連の法律は、現在 18 個存在します。また、その法律を拡大する政府の条例なども存在します。ただし、この 18 個の法律の内容を見ますと、その根拠となる原則が互いに矛盾し合っているところがあります。そのため、その法律の運用が困難です。それから、経済の成長に伴って新たな紛争も生まれてきます。その一部は、現在の法律には定められていないような問題も存在しています。一応決められたものだとしても、まだ明白に定められていないような問題もたくさんあります。そのため、法の実施に当たりましては全国的に統一することができず、法の予測も不可能になっています。

ですので、先ほどの須田専門家も話したとおりに、現在の民法典の草案は、現存している法律の内容を改善する目的でもあります。また、それらの法律を体系化し、より明白に、より分かりやすい内容にしていく目的もあります。それから、法の抜け穴をなくし、実施に当たって統一的に実施できるようにしていく目的もあります。それらによって、法律は予測可能なものになり、透明性及び公平性を確保できます。

次は、ラオスの民法典がどのような原則に基づいて作られているのかについて、お話しします。ラオスの民法典を作るに当たりまして、一つのポイントは、諸外国の法律をコピーしてそのまま運用することはしません。そのため、ラオスの民法典の作成に関しましては、慎重にゆっくり進めています。それに加えて、日本からの支援も要請しながら進めています。これはラオスの民法典が、ラオスの社会に最も適しているものだと信じているからです。

私たちは、諸外国の専門家の協力の下で法律を作った経験が一度ありましたが、その法律は、ラオスの実際の経済・社会の状況には適しない法律になってしましました。その例として、1994年から公布されました企業の破産に関する法律があります。法律が公布されてから現在に至るまで、破産手続の申立ては1件も存在していません。それからもう一つは、契約執行を担保する条例が存在します。これはアメリカの商法の構造に似ています。そのため、その法律の運用に関しては、まだ法律的ではないと感じられます。そのため、2003年から日本の JICA の専門家と日本の協力の下で、ラオスの法律の内容について検討してきました。

私たちの活動としては、勉強するとともに、実際に仕事をしていくことです。そのときに、民法典を作成するか、現存の形の個々の法律をまねするかについて、議論しました。その後、民法典を作ることが決定しまして、日本の JICA に支援を要請しまして、民法典を作成するプロジェクトが始まりました。また、ラオス政府にもこの重要性を訴えまして、政府もそれに対応して、ラオス発展 5 カ年計画にも含めました。先ほど須田専門家も話したとおり、ラオスの民法典の作成に関してのカウンターパートは、司法省だけではなくて、他の機関もたくさん参加しています。人数は全員で 44 名です。

現在のラオスの民法典の案は、九つの章があります。民法典の起案について、実際に着手したのは 2012 年からです。現在に至っても、まだ納得できる民法典は出来上がっていません。他の部分に関しても、まだ日本からの支援が必要です。この場を借りまして、民法典の作成に関与している皆さんを代表しまして、松尾先生をはじめとして他の先生方に御礼申し上げます。先生方は、この民法典の草案に関して、10 年以上という長年かか

わってきましたため、私たちとしては非常に親しく感じまして、自分の師匠のように思っています。

今後の予定としては、2016年中に民法典が成立できるようにしなければなりません。私たちが作っている民法典が、政府、それから国民議会に承認されたら、私たちの仕事の次のステップとして、民法典を普及させなければなりません。また、一つ重要な仕事としては、条文の説明のコメントの本を作らなければなりません。こちらは、私たちにとってとてもチャレンジなことです。

残念ながら時間も限られていますので、私からの説明は以上にしたいと思います。皆さまから何か質問やご意見などがありましたら、ぜひともお願ひします。最後に、ラオスと日本の友好関係が桜、それからラオスの国花であるチャンバーのように、きれいに咲いていくことを願っています。両国の関係が両国の利益を導くように願っています。ありがとうございました。

(鈴木) それでは、シープアリバー経済紛争解決センター長様から、経済紛争解決の手続きについてご説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(シープアリバー) 鈴木先生、ありがとうございます。ラオス司法大臣、それからラオス特命全権大使、それからご臨席の皆さま、私はラオス経済紛争解決センターを代表しまして、ラオスにおける経済紛争を解決する機関の代表について説明したいと思います。時間も限られていますので、私も3点だけに絞りたいと思います。

一つは経済紛争に関して、経済紛争解決機関の地位及び役割、二つ目は経済紛争解決の実施、3点目は経済紛争解決の結果の執行、それからそれに関する課題です。皆さまもご存じのように、経済紛争解決手続きは、契約違反、生産活動、事業活動などによる国内外の法人間、法人と個人、それから個人間の紛争を、裁判所外での調停または仲裁などの方法で解決することであり、裁判所による訴訟手続を望まない紛争解決のための選択肢の一つです。ラオス政府としては、経済紛争の解決に関する政策として、調停または仲裁の方法での経済紛争の解決を推進しています。また、経済紛争解決機関がその役割を法律的に遂行するために便宜を図り、個人及び民間組織に経済紛争解決業務の改善に参加することを促進しています。

ラオス政府は、ラオスにおける事業活動、それから投資活動や契約違反などによる経済紛争を裁判外で解決し、地域的・国際的にも利用できるように、1989年に経済紛争調停機関を設立して、当時は経済計画省の管轄の下に置きました。

その後1994年には、法律の改正に基づきまして、経済紛争調停機関を経済紛争解決事務局に改名しまして、司法省の管轄の下に配置しました。

また、2005年には、経済紛争解決に関する法律が、初めて国民議会により承認され、2010年にはその改正版の法律が成立し、それに伴って経済紛争解決事務局から、経済紛争解決センターに改名されました。

また、地方に関しては、その支局も経済紛争解決事務所と改名されました。当該支局が配置されている県の司法局の管轄の下に、その事務所を置きました。経済紛争解決センター及びその地方局である事務所は、社会、そして法律分野の専門機関であり、司法機関の

管轄に入っています。また、経済紛争を解決するためには、当事者及び調停人及び仲裁人の便宜を図る役割を持っています。経済紛争解決センターは司法省に配属しています、司法省の部局の一つとして位置付けられています。一方、地方の経済紛争解決事務所は、その県の司法局に配属し、その所長は県の部局の副部長と同等な位置につけられています。以上が1点目である経済紛争解決機関の歴史や地位、及び役割についてです。

次は2点目に入りたいと思います。ラオスにおける経済紛争解決に関しては、さまざまな法律に基づいて行われています。その例として、経済紛争解決に関する法律、民事訴訟法、企業法、商業法、投資奨励法、契約法、不法行為法、それからラオスが加盟している条約である1958年のNew York Convention（ニューヨーク条約）、国連のUNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law）、ICSID（International Centre for the Settlement of Investment Disputes）です。ラオスの経済紛争解決機関の活動については、次の原則に基づいて行っています。一つは司法及び適合性の保証、二つ目は当事者の認否、三つ目は当事者間の平等、四つ目は調停人及び仲裁人の独立性及び公平性、五つ目は使用する言語の規則、それから六つ目は品質の保持です。

そのような原則を踏まえまして、当事者は経済紛争解決機関における紛争の解決について、二つの方法より選択することができます。一つは調停による方法です。調停による方法は、1人以上の奇数の調停人による解決方法です。もう一つは、仲裁です。仲裁は3人以上の奇数の仲裁人による解決方法です。その二つの解決方法から出てきた結果としては、調停による方法で和解に達している場合は、和解合意の記録が出ます。また、仲裁による方法は仲裁決定がなされます。それからもう一つは、仲裁の方法を選びましたが、仲裁決定の前に当事者間の合意がなされる場合は、合意の記録が出されます。経済紛争解決の結果を執行することに当たりまして、ラオスの経済紛争解決に関する法律に定められているとおり、その合意または仲裁決定がなされてから15日以内に、当事者自身で執行しなければなりません。

ただ、一方の当事者がその執行をしない場合に、不利益を受ける他方の当事者は、裁判所にその執行命令の発行を申し立てることができます。人民裁判所は、申立てを受けてから15日以内に、執行命令の発行について判断しなければなりません。その判断については、その紛争解決の結果が法令及びラオスが加盟する条約に違反していないのか、またはその結果は国家の安全、社会の実情及び環境を侵害しないかについて審査し、もし適切だと判断する場合は、執行命令を下さなければなりません。また、その執行命令に関しては控訴することができず、執行を進めなければなりません。以上が経済紛争解決の実施についてです。

次は、現在の課題についてお話ししたいと思います。ラオスの経済紛争解決事業について、現在は幾つかの課題に直面しています。その一つは、経済紛争解決機関に関する社会からの認識がまだ低く、利用者が少ないことです。もう一つは、紛争解決能力、特に仲裁人の能力、経験が不足しています。そのため、社会からは十分に信頼を得ていません。また、活動の根拠となる法令がまだ不足しています。

そのような課題を踏まえて、私たちは解決策として次のように考えています。その一つとして、経済紛争解決に関する社会の認識及び理解を増やすために、宣伝活動、普及活動などをより多く行い、利用の増加を促進することです。もう一つは、調停人、仲裁人など

の人材の知識や能力を評価し、質の高い紛争解決をすることによって、社会、特に利用者からの信頼を築くことです。それから意見交換などを通して、海外の紛争解決機関と交流して、人材の知識や能力を上げることによって、法律及び条約に適合したような紛争解決を実現させることです。

以上が、私からのラオス人民民主共和国の経済紛争解決機関の概要についてお話ししました。皆さんも気付いているかと思いますが、日本の制度とは異なる点が幾つかあるかと思います。そのため、次に皆さんからのご意見や質問などがありましたら、ぜひお願いいいたします。私からの発表は以上です。ありがとうございました。

(鈴木) どうもありがとうございました。それでは、松尾教授の方から、今までの発表を踏まえまして、日本の法律との関係を踏まえまして、ご報告いただければと思います。

(松尾) 鈴木先生、ありがとうございます。私がラオスを初めて訪れてから、この12月で15年になりますので、日本とラオスの外交が60年、そのうちの4分の1と一緒に過ごすことができたかと思うと、非常に感慨深いものがあります。その間、私がずっとラオスに引き付けられた、はっきりした理由があります。それは、ラオスの人と社会の魅力に引き付けられたということを、最初にお伝えしたいと思います。魅力というか、正直に言うと敬意という思いですが、それをずっと抱き続けてきました。

私からは、先ほどの報告を踏まえて3点ほどお話しします。一つは、ラオスでは政治と法と経済がうまく組み合ってきたという印象を受けます。先ほどブンクート司法大臣のご指摘にありましたように、2013年までの10年間の経済成長率の平均は8%を超えていました。これは非常に驚異的なことです。なぜなのだろうという疑問が湧いてくるわけです。その謎解きをすることはすぐにはできないのですが、私が今まで感じたことを、今日は率直に、答えになるかどうか分かりませんが、お話ししたいと思います。

それは一言でいうと、政治と法と経済が好循環を生んできたということだと思います。それが可能になった第一の理由は、私の印象では、まず政治家といいますか、国をリードするリーダーたちの質の高さ、志の高さというのでしょうか。国民みんなのことを考えているリーダーがいるという気がいたします。自分たちの利益だけ考えてもしょうがない、国民みんなの利益を考えなければ、しょうがないではないかということを考えている政治家、あるいは国のリーダーが多いということです。先ほどブンクート司法大臣の講演の中に、「国民こそ国の持ち主である。国民の幸せを国民に」という言葉があって、本当にはっとしたのです。やはりこれはラオスの政治家の特徴だなあと、あらためて感じた次第です。

それから第二の理由は、先ほどナロンリット副局長の指摘にあったのですが、法律を作るときに、国際スタンダードとか、あるいは詳しいものを一遍に入れるのではなくて、現在の経済の必要性や国民の理解度を見ながら、少しづつ作っていくという立法をしているということです。実際私はこの印象を非常に強く受けきました。先ほどナロンリット副局長のお話しの中で、なぜラオスはすぐに民法典を作らないのかという問い合わせに対する回答として指摘がありましたように、ラオスは1990年に財産法、契約法をはじめとする、主要な民事法令を作りました。実際の必要性を考慮に入れつつ、必要最小限の非常に

シンプルなものから作り始めたわけです。

しかし、そのシンプルな法律を裁判官、それから省庁の役人をはじめ、これを運用する人々が非常によく読み込んで理解し、かみ砕いて消化しているということです。ここは政治と法と経済が噛み合って好循環を生み出す歯車の一つとして、非常に注意が必要だと思います。ですから、ラオスでは法律は決して飾り物ではありません。実務家たちが、かみ砕いて消化し、現実に使っている一個一個の条文について、少なくとも主要な法律については、実務に浸透しています。今日は今後ラオスと関わりをもつこともある実務家の方も多くいらっしゃると思いますが、このことを強調しておきたいと思います。このことも、法律と経済がうまくかみ合っていることの、もう一つの理由なのではないかと思います。

ラオスの法律の条文の中には、本当に油断ならないのですが、一見意味が分かりづらい短いフレーズが入っていることがあるのですが、それもまた実際に重要な機能を果たしています。そういう性質の立法をもつことがラオスの法律の特徴です。こうした特色は、まずは個別立法からスタートして、実務での運用をみながら、必要に応じて徐々に改正してやっていきましょうというスタンスです。その意思決定をしたのは、まさに政治であります。つまり、まずは政治と法とが連携し、そして実務の反応を見ながら徐々に改正するというプロセスを経て法と経済とが噛み合ってきた、これがラオスにおいて政治と法と経済の好循環が生まれてきた一つの理由ではないかと私は考えています。

次に、民法典の話です。ここは先ほど須田先生やナロンリット副局長からのお話もありましたので、あまり付け加えることはないのですが、一つ強調しておきたいことがあります。私たちは、ラオスの皆さんと民法の研究を2000年の初めごろからスタートして、まず法律の辞書を作ったり、それから問題集を作ったり、教科書を作ったりしてきました。私たちの夢というか目標は、ラオスに民法典を作る前に、むしろラオスの法律学、まさにラオス風の法律学、“Lao Jurisprudence” ができたらしいなと思ってやってきました。

ところが、2009年ぐらいから、先ほどナロンリット副局長の紹介にもありましたように、民法典を作ったらどうかという話が、まさにラオスの方たちから出てきたのです。私たちはこれまで一言も民法典を作った方がいいということは言ったことがありません。しかし、民法典が必要ではないかという話が、ジョムカムさんやナロンリットさんの方から、ごく自然に出てきたという経緯がありました。そういう民法典制定に向けての動きが、単にグループ内での希望の表明にとどまらず、2011年の党の決定の中で、民法典、刑法典を当初の予定では2015年までに作るという政治的な計画の中に書き込まれたのです。ここがもう一つの重要なステップだったと思います。継続してきた経済発展を受け、それを持続可能なものとするために、政治的決定を経て、民法典・刑法典編纂という法的な基盤づくりに動いているのです。この場面でも、法律整備のイニシアチブは、常にラオス側にあったということですが、これが本当に偽らざる真実です。

現在も、民法典の個々の条文について、それをよりよいものにするために、率直な議論をラオス側と日本側で繰り返しています。それは、決して外国法などの国際標準を導入することではなく、まさに現在のラオスに一番合った民法とは何なのだろうか、というのが私たちの共通の関心事項です。ここは先ほどナロンリットさんの指摘もあったとおりです。では、どういうふうに変わるとかというと、四つぐらいに規定の特徴を分けて、私たちは理解しています。

第一に、現行法を基本的に踏襲して、実務で動いている制度についてはそれを尊重しようというものです。つまり民法典ができても、実際社会にソフトランディングができるように、実務や慣習を重視しようということが、第一の方針です。

第二に、現行法には規定がありますが、それをもう少し分かりやすくしよう、詳しくしようという方針で草案を準備しているものがあります。これが第二の規定グループです。

第三に、現在のラオスの法律には存在していないが、もしかしたら必要なのではないかという観点から、検討している規定があります。これは新たなチャレンジですが、新しい制度を入れる必要があるのではないかという観点から、準備がされています。例えば、土地を利用する権利について、土地に対する現在の使用権、それは実質上、所有権ですが、それと賃借権、その他に、土地のより長期的な利用権を保証する制度が必要か、いわゆる地上権ですが、それについても検討がされています。また、土地の利用調整について、相隣関係 (neighborhood relations) についての規定は、現在ありますが、もう少しそれを拡張して、いわゆる地役権の制度に関する規定を充実させた方がいいのではないかという意見もあり、議論がされています。

第四に、現在、存在する規定を変更した方がいいのではないかという観点から、実質改正が検討されている規定もあります。これは主として、いわゆる所有者等の権利者の利益と、取引の相手方の信頼保護、さらには一般的な取引安全の確保に関わる問題です。例えば、代理人が権限なしに行為をしてしまったときに、取引の相手方をどの程度、保護したらいいのか、あるいは相続が生じたときに、相続人の債権者の利益と、それから亡くなつた人に対する権利者の利益とをどう調整すべきなのか、といった問題です。これらについて、関連規定はこのままでいいのか、変更する必要があるのかという議論も出ています。

私たちが学ぶことが多いのは、ラオスでは所有者の利益、いわゆる静的安全と、取引の相手方の利益、いわゆる動的安全という二つの利益の調整、そしてまた、家族の利益と、取引社会の利益という二つの利益ないし価値の調整について、議論を重ねながら、非常に慎重にやっているということです。ラオスでは現在、経済をさらに活性化させることと、家族の価値、そしてそれを取り巻くコミュニティを維持すること、これらの両立を非常に真剣に考えています。ここは今日私たちがとても学ばされるところですし、ラオスにとつても今まさに重要なことだと思っています。

私は、限られた機会ですが、ラオスの北部・中部・南部の地方の村、ビレッジ・コミュニティで何度か聴き取り調査をしたことがあります。そこでまず感じ取ったことは、コミュニティが生きているということです。多くの場合、200～400戸ぐらいのビレッジがあつて、そこに長がいて、問題が起つたときに長老が、経済紛争とは限りませんが、調停をするという仕組みが生きていることを目の当たりにしました。こういうものを大切にしながら、これからラオスの経済・社会の発展に向けて、どういうふうに制度を改革していくのか、ここは私たちにとっても非常に関心が深いところですし、共に学びたいと思っています。

それから最後に、今後の発展に向けて、私からいくつのお願いと提案を率直に申し上げたいと思います。第一に、ラオスにおける国民的関心の惹起です。先ほどブンクート司法大臣のお話もありましたように、経済成長の原動力は何かというと、おそらく最も根源的で、最も大きな原動力は、国家の資源や外国の投資ではなく、名もなき多数の国民の仕

事と生活の向上であり、それによって国民の生活がどれだけ豊かになるかということだと思います。資源開発や外国投資は重要なきっかけにはなりますが、それだけでは持続的な経済成長は望めないことを歴史が証明しています。資源開発や国内外の投資をきっかけにして、多くの普通の国民がどれだけ積極的かつ創造的に経済活動に関与するようになるか、これをどういう風に促すかが決定的に重要です。そして、そこに民法典という、一般市民の最も基本的な権利・義務の平等な実現を保障し、インクルーシブな発展を可能にするための法律の役割があるのだと思います。そのためには、民法典が出来上がる前に、それを作っている段階から、できるだけ多くの国民を巻き込んでいくことが重要です。つまり、国民に現在の民法典草案の状況を公開し、そして国民の手で民法典を作るという、国民的盛り上がりをこれから促していくことが必要です。民法典が出来上がってから、「こういうのができましたよ」と言って普及するよりも、その草案の段階から多くの国民が参加し、パブリックコメント等を通じて、何らかの形で参加できるような機会を作る。そこは真にインクルーシブな発展を確保するプロセスとして、非常に大事ではないかと思っています。

ラオスの国民1人当たりGDPの推移ですが、1990年代はカンボジアよりも少し少ないぐらいでした。しかし、2000年の初め頃、カンボジアを抜いています。現在1人当たりGDPは、アメリカ・ドル換算で、ラオスが約1600ドル、カンボジアが約900ドル、ベトナムが約1800ドルという状況です。このままいくと、おそらく数年内には、ラオスがベトナムを抜いて、インドシナ諸国の中で1人当たりGDPが最も高い国になるのではないかと考えています。そのためにも今、ラオスの法制度改革というものが、非常に重要な局面を迎えていると思います。

第二に、日本の実務界の方々の関心惹起です。日本の方々にもラオスのことをもっともっとよく知っていただきたい。韓国や中国の資本がラオスの開発に非常に積極的に投資しているのを目の当たりにして、日本の企業家はラオスのことをまだ知らなさすぎのではないかという気がします。ラオスの潜在力は、メコン川沿いを南下するだけでも、一目瞭然です。ラオスへの進出を考えている法律家がビエンチャンにいらした時に、私はたまたまビエンチャンにいて、夕飯と一緒に食べたことがあります。その方は、南部のサバナケットという所に明日の朝早く行くのだとおられて、飛行機が7時なので、6時半にタクシーを予約したというのですが、非常に心配そうな顔をしていて、私に「6時半にタクシーを予約したんだが、本当に来るだろうか。それに間に合わないと、飛行機に乗れないし、向こうでは重要な会議があるんですよ」と浮かない顔で相談されるのです。私は「大丈夫、絶対間違いないから」とすぐに答えました。その後どうなったのか知らなかったのですが、たまたま私が帰る時に彼に空港でばったり会いました。彼は嬉しそうに私に駆け寄って来て、開口一番「松尾さん、タクシー来たよ」と言うのです。彼は別の国にベースを置いているのですが、ラオスの人たちの勤勉さ、真摯さ、信頼度は非常に高いものがあり、これは単なる偶然ではないということを強調しておきたいと思います。

私の夢は、早くビエンチャンへの直行便ができることです。おそらく4時間ちょっとで行けるのではないかでしょうか。ソウルからは既にあります。中国からもあります。どう考えてもビエンチャンの上空を通過してバンコクまで行って、また数時間後に1時間かけて戻るというのは、非常に何か無駄をしているという感じがいたします。これはもちろん私

の独善的な独り言ですが、それはさて置き、これほど日本に近い国ラオスが大きな潜在力を秘めており、ラオスと日本がより一層関係を深め、眞の意味でより近い関係を構築することが、両国の豊かな発展のために多様な可能性をもっていることを指摘して、私のコメントを終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(鈴木) 先生の情熱とご努力がひしひしと伝わってくるお話をどうもありがとうございました。それでは、次に栗津先生、よろしくお願ひいたします。

(栗津) 曾我法律事務所の栗津と申します。アジア圏を専門としていますので、今日は紛争解決について実務的な観点から2~3コメントさせていただければと思います。

まず、代表的な紛争解決手段としては、仲裁訴訟がございます。訴訟については、ラオスの民事訴訟法上、外国判決の承認には、関連する条約の存在が必要とされています。ラオスの民事訴訟法。すみません。説明を省略しまして、結論といたしまして、日本とラオスとの間では、外国判決もお互い承認がないというのが現状だと理解しています。また、訴訟の場合には控訴手続きがありますので、商事紛争としては解決に時間がかかるという問題があります。従って、一般的には日本企業とラオスとの間の契約紛争には、仲裁が用いられることが大多数です。

ただし、財産の保全が必要な場合には、相手方の国でも訴訟の提起という選択を取ることも多いです。例えば相手方が中小企業である場合、例えばシンガポールで仲裁した場合、シンガポールの仲裁が最後に確定するまでの間に、相手方が夜逃げしてしまうこともあります、ラオスではないですが、実際にありました。

他方、仲裁ですが、日本もラオスも仲裁の執行に係るニューヨーク条約を批准しています。実際に私の担当していたラオス案件の全て及びその他の東南アジア案件では、仲裁地、仲裁合意としてSIAC (The Singapore International Arbitration Centre) を選択するケースが多いです。しかしながら、契約の交渉次第では、ラオス国内での仲裁を選択するケースも多いと思います。

先ほど仲裁調停等のエリア手続きについて説明いただきましたが、今後は経済紛争解決センターによる仲裁、または調停の利用が、日本企業等の外国企業によって増えていくと、個人的に考えています。特に日本企業の担当者が、実際に紛争はあるのですが、あまり仲裁裁判という、けんかまではしたくないということで、調停を利用したいという声は結構頻繁に聞くところです。

また、利用実績はまだないのですが、日本とラオスとの間の投資協定に基づく投資協定仲裁という制度もあります。具体的には、投資協定17条に基づいて、ICSID またはUNCITRALに基づく仲裁ということになり、これは例えば日本企業とラオス政府との間の契約等について利用することができます。まだ利用実績はないのですが、欧米企業では頻繁に活用されていますので、今後は日本企業による活用も視野に十分入ってくると思います。

そして最後に、大臣が講演で平和について述べておられましたが、全くおっしゃるとおりだと思います。現在の日本企業による外国投資においては、駐在員及び現地の駐在員の方、従業員の方の安全が、最も重要なファクターの一つです。実際に政情不安や紛争の勃

発を理由に撤退を決めた案件も、ラオス以外の国で少なくございません。その点、ラオスは非常に安定して平和ですので、ラオスへの投資あるいはラオス企業との取引というのは今後も増えていくものと信じています。

以上、駆け足でしたが、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

(鈴木) 栗津先生、どうもありがとうございました。フロアからの質問をお受けする前に、一つだけ質問させていただきたいと思います。

パイヴィーさんの報告の中にありましたが、現在ラオスで行われている経済紛争解決センターを考えるに当たって、日本での紛争解決の幾つかの選択肢についてご関心があるとお聞きしていました。

この点につきましては、日本のADRについて、今日は司法法制部長の萩本部長が来ていただいているので、司法法制部長の萩本修様からコメントを頂きたいと思います。

(萩本) 法制部長の萩本です。経済紛争に限ったものでもなくて、一般的な話になりますが、日本には裁判以外の紛争解決手続き、いわゆるADRが、多くの諸外国と同様に3種類あります。一つ目は、裁判所が行う調停などの司法型のADRです。二つ目が、行政機関の行う行政型のADRです。経済成長の過程で生じた公害紛争、労働紛争などを取り扱うものがあります。三つ目が、民間で行われている民間型のADRです。弁護士会などの専門家集団が行うもの、家電業界、あるいは自動車業界などの業界団体が行うものなどがあります。3種類のうち最もよく使われているものは、裁判所が行う司法型のADRで、日本では90年以上の歴史があります。日本では、この司法型のADRを補完する、補う形で、行政型のADR、民間型のADRが発展してきたと言うことができます。現在は社会や経済が複雑化し、そこで生じる紛争も多様化していますので、紛争解決のための国民のニーズにより的確に応えるためには、民間型のADRをもっと活発にして国民の選択肢を増やすのが適当と考えられるところです。

このような考え方の下で、法務省が8年前から運用している制度について、皆さまの机の上にペーパーを配布していますが、認証ADR制度というものです。その概要はペーパーに書いてあるとおりですが、民間で行われているADRが信用できるものかどうかを、法務省がチェックし、信用できるものについて、法務大臣が認証する、お墨付きを与えることによって、ADRの信用力を高め、国民に安心して使ってもらえるようにしようという制度です。法務省が認証したADRを使った場合には、ペーパーの左下に書いてありますが、時効中断効、あるいは調停前置主義の調停前置を満たすといった法律上の効果が与えられることになります。以上です。

(鈴木) ありがとうございました。これだけ拝見すると、現在137のADRがあるということでおよろしいですか。

ご質問があればぜひお願ひいたします。

(Q1) 先ほどの経済紛争解決で、例えば調停あるいは仲裁が成立した場合、それが実

行されなかつた場合には、裁判所が執行命令を出す。執行命令というのは、ごく単純に言えば、例えばお金を払いなさい、物を引き渡しなさい、こういうことだと思うのですが、それも裁判所の命令に反して実行されなかつた場合は、どうするのでしょうか。

(シープアリパー) ご質問をありがとうございます。ラオスの場合は、決定がなされたときに、それでも不利益を受ける側がまだ義務を履行していない場合、また裁判所に対して決定命令を要求しまして、その決定命令を頂いた後に執行室に持つていって、何らかの形で強制執行という手続きに入ります。その執行命令は、裁判所の判決と同様の効力をもちます。執行部は司法省司法局に配属されている部分ですが、その執行命令が執行部に通達されまして、強制執行となります。裁判所は執行命令を発行するに当たつて、実務的な審査などを行わずに、形式的な審査のみを行います。ご質問の回答になるかどうか、いかがでしょうか。

(Q1) ありがとうございます。

(鈴木) ご質問、回答ともにありがとうございました。パネリストの皆さまからの報告を頂きまして、ラオスの法律、その発展史と現状について、法文化までさかのぼったイメージを得ることができたのではないかと思います。今回のこのパネラーの皆さまの交流をきっかけに、これは両国の一層の発展に寄与するだけではなくて、両国を取り巻くアジア全体に寄与するものになると思いますので、感謝の言葉を申し上げたいと思います。会場の皆さんとともに、もう一度、拍手をお願いします。

(阪井) 鈴木先生、それから5名のパネリストの方、大変ありがとうございました。もう一度拍手をお送りしたいと思います。

ブンクート大臣の講演の後、今、非常に有益なパネルディスカッション、シンポジウムが行われまして、皆さんとラオスに対するさまざまな知識と、それから法整備支援の重要性が再認識されているのではないかと思っています。この有意義な会のしめくくりに、国際民商事法センターの原田明夫理事長からご挨拶がございます。

閉会挨拶

原田 明夫（公益財団法人国際民商事法センター理事長）

ただ今ご紹介いただきました国際民商事法センターの原田でございます。今日は、午後いっぱいを使い、本当に有益な企画だったと思います。国際民商事法センターは非政府機関ですが、日本と主にアジア諸国に対する法整備支援その他の法律による物事の解決、そして平和のための活動を目的として作られたものです。本日は、法務省の法務総合研究所、独立行政法人で、国と一体となった活動をされている国際協力機構（JICA）の皆さん、そして民間である日本ローエイシア友好協会と一緒にこの機会を作らせていただきました。私はラオス司法大臣のお話を、本当に感銘をもって聞かせていただきました。

ラオス人民民主主義共和国は、60年の建国の歴史と、建国と同時に日本との外交関係もできた、大切な国でございます。ラオスは、アジアの南にあり、五つ六つの国に囲まれた海に面しない国ですが、アジアのその地域にあって、周囲の国々との平和、そして友好の原則を持って建国され、そして現在に至っています。私はまだ訪問しておりませんが、いろいろな方々からラオスの素晴らしい国情、そして人々の友情あふれた日本との付き合いのことを聞いていました。

私は、今日の司法大臣のお話を聞いて、司法大臣自らが、人々の間の幸福な経済発展と、それを司法省が先頭に立って作り出していくという気持ちで平和と国民の安全ということを述べられたことに、大変深い感銘を受けました。日本も、約百数十年前に近代国家に生まれ変わりましたが、その経済的な発展の過程で、大きな国の方を過ち、アジアの多くの皆さま方に多大のご迷惑をかけたことは、皆さま方もご承知のとおりです。しかし、現在、わが国はもう二度と戦争はしない、戦争をしてはいけないことは、司法大臣の述べられたとおりですが、日本も二度と戦争をしない平和維持、そしてアジアの全ての国々と仲良くやっていこうという姿で、これから将来に臨んでいく覚悟でございます。

JICAのご支援もあって、現在ラオスとの関係で法的整備支援を含めていろいろな関係が進んでいますが、今日は、第二部のパネルディスカッションの中で、その実際の姿の一端を示していただいたと思います。ラオスの面積は日本の約3分の1、人口は約660万人とお聞きしています。日本と比べると人口の少ない国でございますが、しかし豊かな自然と資源に恵まれた素晴らしい国であると思います。

今日は5人の先生方からお話を聞いて、特に松尾先生からは15年間、ラオスの皆さんとの交流を深めて、何ゆえに魅力を感じたかということを聞かせていただきました。私は、法整備支援は、一方的に知識を移転するとか、教えるというものではなくて、国と国がお互いの理解を深め、そして共に成長し、平和で豊かな社会を作るための協力関係を目的にするものだと思っています。私は、松尾先生のお話の中で、ラオスに残されたコミュニティの大切さ、そしてそれを生かして物事の紛争を解決するのに、いろいろな知恵を絞っているという動きを教えていただきました。私は、これからはそれぞれ一方的に、ある一定の基準を押しながら作業するのではなくて、それぞれの国々、社会の状況に応じた問題の解決方法に基づいて、紛争を予防し、解決し、そして争いをなくしていくことが一つの大きな試みであると思っています。

私は長くしゃべりすぎました。それは、私がこの会の試みに、そしてこの会を運営するために計画された皆さん、それからラオスからわざわざおいでになった司法大臣はじめ、さまざまな方々の協力をいただき、また、参加していただいた多くの皆さま方に心から感謝し、感激して、長くなってしまったので、それをお許しいただきたいと思います。皆さま、大変ありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野